

概要

潤いある住みよい都市の環境・景観づくりを推進するため、市内に所在する住居・事務所等に新たに生垣を設置する場合に、設置費用の一部を助成。

また、生垣の設置とあわせて既存のブロック塀の取り壊しを行う場合には、その撤去費用についても助成を行っている。

背景

生け垣は、目に見える緑を増やし、家や街を彩るだけでなく、地震発生時における倒壊の危険がないなど、景観・防災の両面において高い効果を有している。

新潟市では、生垣が持つこのような効果を踏まえ、緑豊かで潤いある住みよい都市環境及び景観づくりを進める観点から、平成4年に生垣設置奨励助成制度を創設し、生垣の設置を奨励している。

生垣設置奨励助成制度

1. 概要

新潟市内において新たに生垣の設置等を行う場合に、その費用の一部について助成金を交付している。

2. 交付対象者

新潟市に居住する者又は事務所が新潟市に所在する法人で下記のいずれかに該当する者

新たに生垣を設置する者

ブロック塀等の全部又は一部を除却し、これに替えて生垣を設置する者

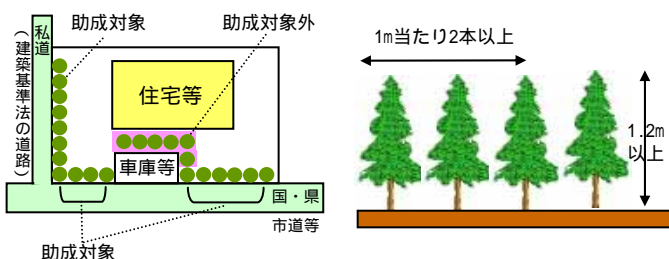
コンクリートブロック塀、石垣、コンクリート塀その他これに類するもの

3. 交付要件

【生垣の設置】

設置する生垣が国道、県道、市道その他建築基準法上の道路に3m以上面していること

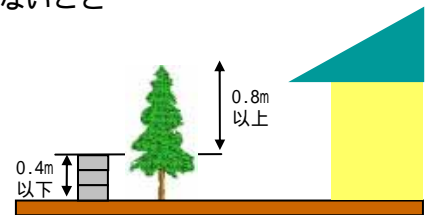
樹木の高さは120cm以上とし、生垣の長さ1m当りに2本以上が列状に植え込まれていること



【ブロック塀等の除却】

除却の延長は3m以上で生垣設置延長を超えないこと

除却後の高さが概ね40cm以下であり、生垣の健全な育成を妨げないこと



4. 助成金額

以下の区分毎に算出した額を交付。ただし、助成金の交付は1宅地について年1回を限度とする。

なお、助成金の交付を受け生垣を設置した者は、少なくとも5年間はその保全に努めることが求められる。

【生垣の設置】

1m当たりの設置費用×設置する生垣の長さ
設置費用は3千円/m、総額は9万円が上限

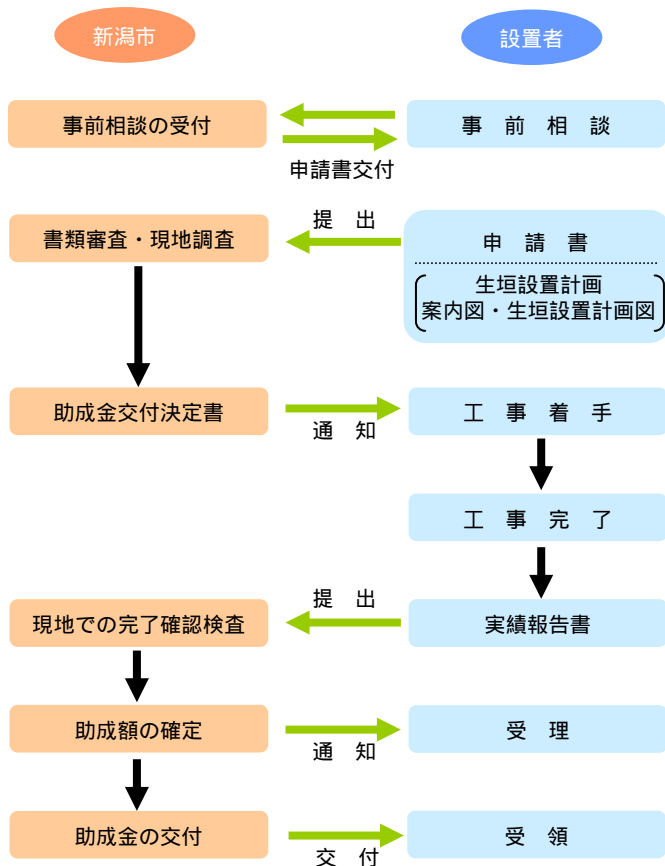
【ブロック塀等の除却】

1m当たりの除却費用×除却するブロック塀等の長さ
設置費用は3千円/m、総額は9万円が上限



【助成を受けて設置された生垣】

5. 申請手続等の流れ



6. 活用制度

なし

奨励金の交付は市単独事業として実施

実績・評価

【実績】

平成16年度実績：65件（3,024千円）
 平成17年度実績：60件（2,974千円）
 平成18年度実績：83件（3,291千円）

【評価】

制度創設以来、順調に活用実績が伸びてきているところであり、今後とも、市報・区役所だより、パンフレットの設置・ホームページ等で制度の周知を行い、市民が利用できるよう努めていく。

関連部局・連携のポイント

【関連部局】

担当部局	土木部 公園水辺課
関連部局	建築部 建築行政課 住環境政策課

【連携のポイント】

建築確認申請等の窓口である建築行政課においてパンフレットの配布を行い、本制度の周知・啓発を図っている。

また、住環境政策課では、毎年度開催している「すまいづくり教室」の参加者へ本制度について周知・啓発しているほか、住宅・住環境に関する情報を総合的に提供する「住まいのホームページ」及び「住まいの情報コーナー」において本制度について周知・啓発に努めている。

問い合わせ先 & 関連HP

【問い合わせ先】

土木部 公園水辺課

025-226-3061

【関連HP】

市HP（民有地の緑化推進）

<http://www.city.niigata.jp/info/kouen/minyuchi.htm#IKEGAKISECHI-SYOREIJOSEI-SEIDO>